

様式第二号の十三 (第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年4月25日

埼玉県知事 大野 元裕 殿

提出者

住 所 埼玉県狭山市広瀬台2-6-1
氏 名 株式会社DNPテクノパック
軟包装製造部 工場
工場長 瀧
電話番号 (049) 5) 0582



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社DNPテクノパック 軟包装製造本部狭山工場
事業場の所在地	埼玉県狭山市広瀬台2-6-1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業 印刷 食品・医薬品包装材料製造
②事業の規模	資本金 3億円
③従業員数	301名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃棄物処理フロー図参照

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
(管理体制図)				
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	汚泥
	排 出 量	237.06 t	40.04 t	1.51 t
	(これまでに実施した取組) ・ 特管廃油の有価売却による廃棄物削減活動の継続。 ・ 歩留まり活動による材料投入の抑制			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	汚泥
	排 出 量	235.05 t	38.05 t	1.41 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 特管廃油の有価売却による廃棄物削減活動の継続 ・ 歩留まり活動による材料投入の抑制			
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項				
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特管廃油、廃酸、汚泥は分別保管している。			
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 特に無し。			

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
① 現状	【前年度（令和 年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	汚泥
	全処理委託量	237.06 t	40.04 t	1.51 t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量	237.06 t	40.04 t	1.51 t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。 ・委託処理業者には、年1回定期視察を行なっているが、昨年も新型コロナウイルスの影響により視察中止。 			

(第5面)

②計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	汚泥
	全処理委託量	235.05 t	38.05 t	1.41 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t		
	再生利用業者への 処理委託量	235.05 t	38.05 t	1.41 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t		t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t		t
	(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	237.06		
	(今後実施する予定の取組)			
※事務処理欄				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

令和5年4月25日

産業廃棄物処理計画

1. 会社概要

(1) 会社名

株式会社 DNP テクノパック

(2) 資本金

3億円

(3) 従業員数

4,350名

2. 当該事業場における事業の概要

(1) 従業員数

301名

(2) 製品出荷額

7,680百万円/年

(3) 製造概要

食品・医薬品・その他包装材料

(4) 製造等フローシート

別添フローシート参照

(5) 工場配置図

狭山工場配置図参照

(6) 事業展望

食品・医薬品包装材料は、衛生面、品質面、機能面の高度化が求められており、今後1年間の生産量は、増加傾向と見込んでいる。

(7) 廃棄物処理フロー図

別添廃棄物処理フロー図参照

(8) 連絡先

株式会社 DNP テクノパック 狭山工場

総務部

電話番号

3. 計画期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

責任者及び管理組織図参照。

5. 産業廃棄物処理に関する事項

① 産業廃棄物の排出抑制に関する事項

良品率向上により、産業廃棄物を抑制する。

発生源対策により、発生量低減を図る。

② 産業廃棄物の分別に関する事項

ゼロエミッションを維持・継続するため、分別精度向上を図る。

従業員への教育の徹底実施。

発生物のサンプリングチェック実施。発生元へのフィードバック。

③ 産業廃棄物の再生に関する事項

ゼロエミッションを維持しつつ、マテリアル・サーマルリサイクルの向上を目指す。

リサイクル技術情報の収集、視察の実施。

④ 産業廃棄物の処理に関する事項

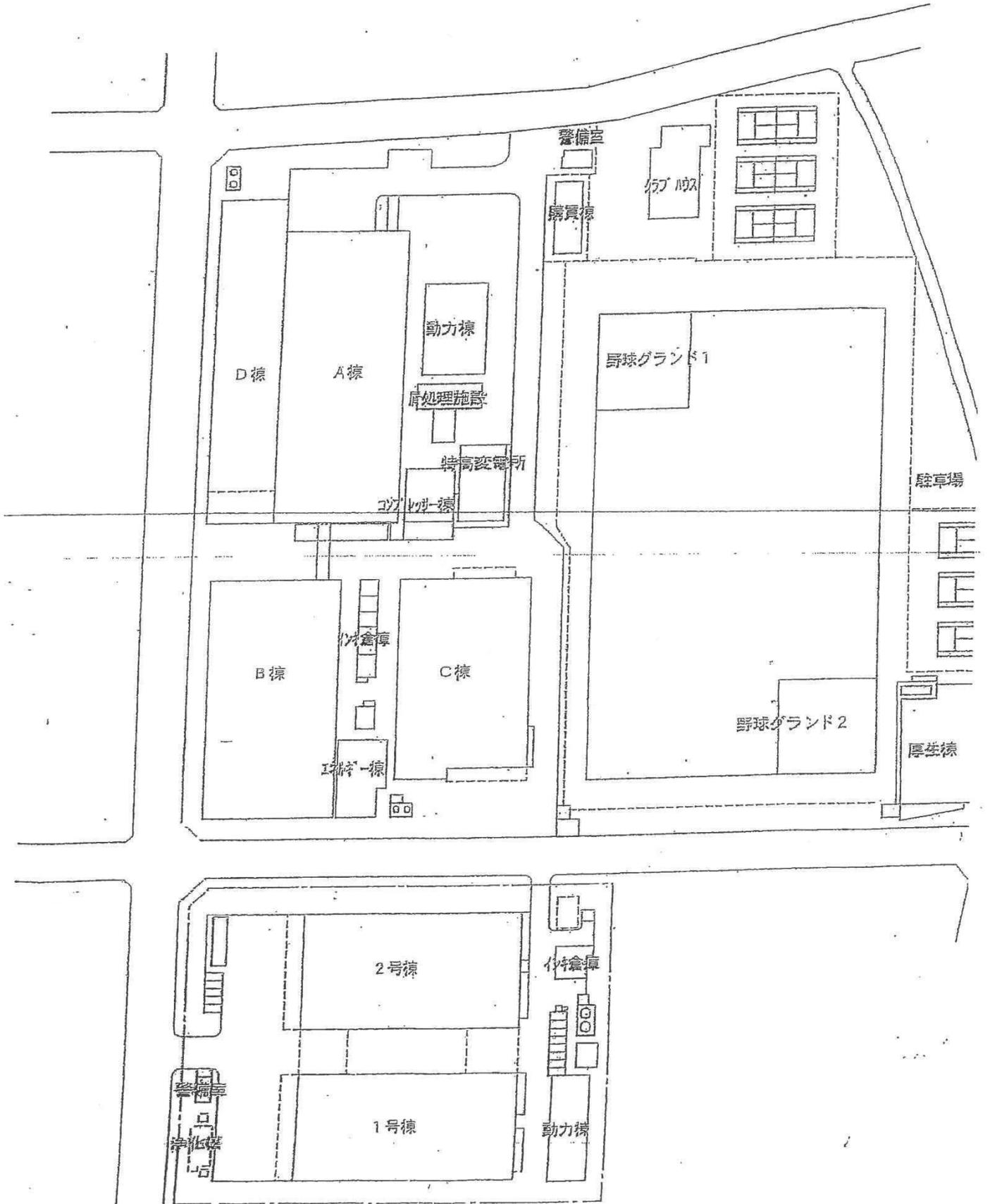
行政、本社、工場、産廃処理業者からの情報により、より適切な処理・処分を実施していく。

環境ISO14001取得（H.13年12月）。

株DNPテクノパック製造エリア

狭山工場全図

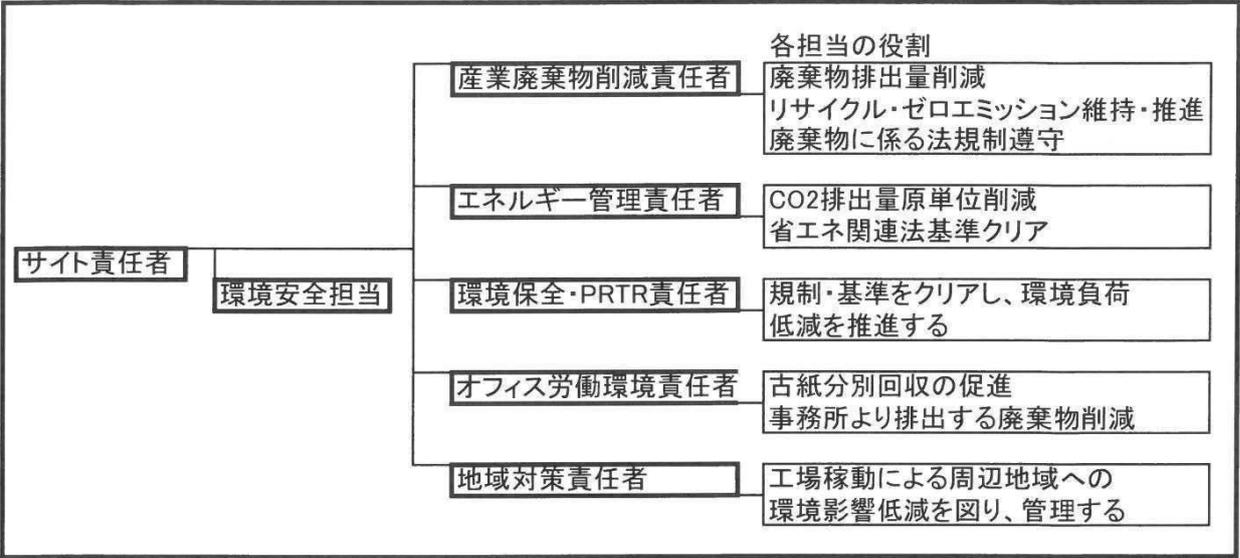
B棟	1F・3Fの一部
C棟	全棟
2号棟	1F・2Fの一部



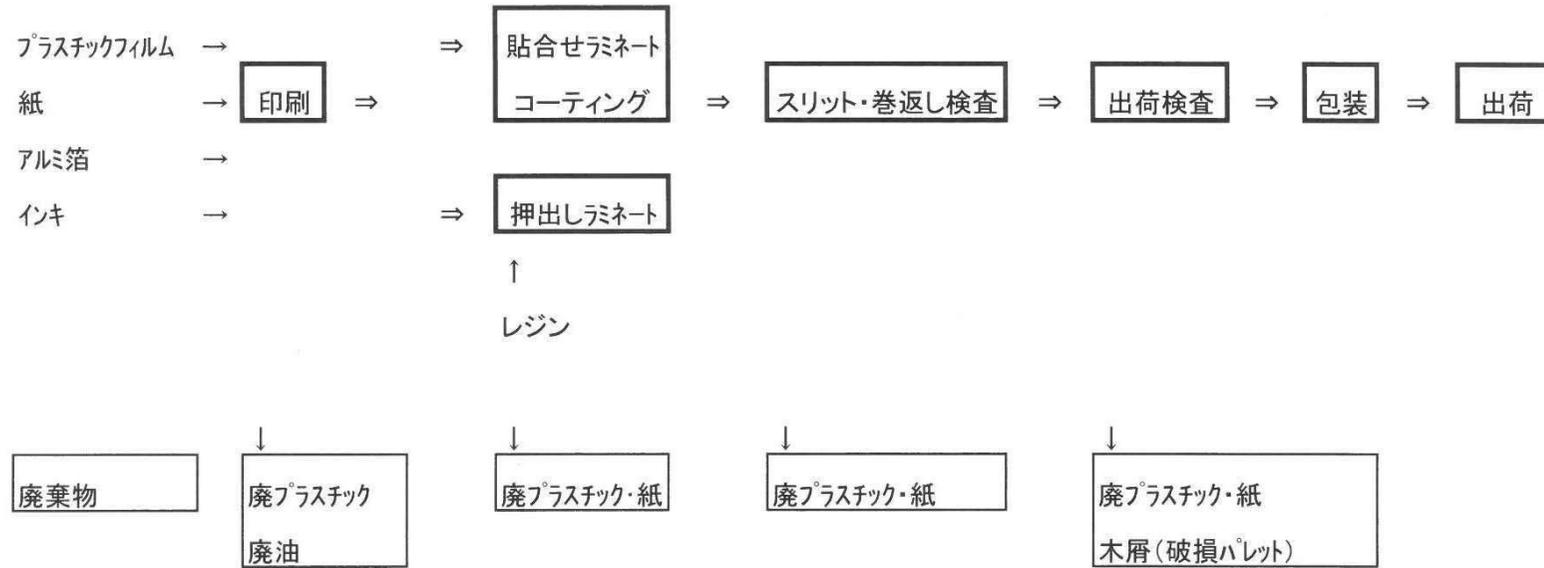
4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

サイト責任者	狭山工場長 瀧川 進
廃棄物担当	総務部 ██████████ 他1名
<組織>	<役割>
狭山工場 環境委員会	廃棄物管理に係る方針の策定・承認。 廃棄物排出量の削減、ゼロエミッションの推進、廃棄物に係る法規制の遵守・管理。 委員長:工場長 委員:関連部署長 事務局:総務部
産廃部会	産廃排出量削減、ゼロエミッション推進、産廃分別等、具体的パフォーマンスの計画、実施。 部会長:廃棄物担当者 メンバー:関連部署長
廃棄物担当者	廃棄物処理計画の作成。 廃棄物管理状況の把握及び、改善策立案・検討。 廃棄物施設の維持管理。 廃棄物委託業者の調査・選定・視察。 委託契約締結。 マニフェスト伝票交付・管理。 監督官庁への届出・報告。 関連会社、社員に対する教育・啓蒙。

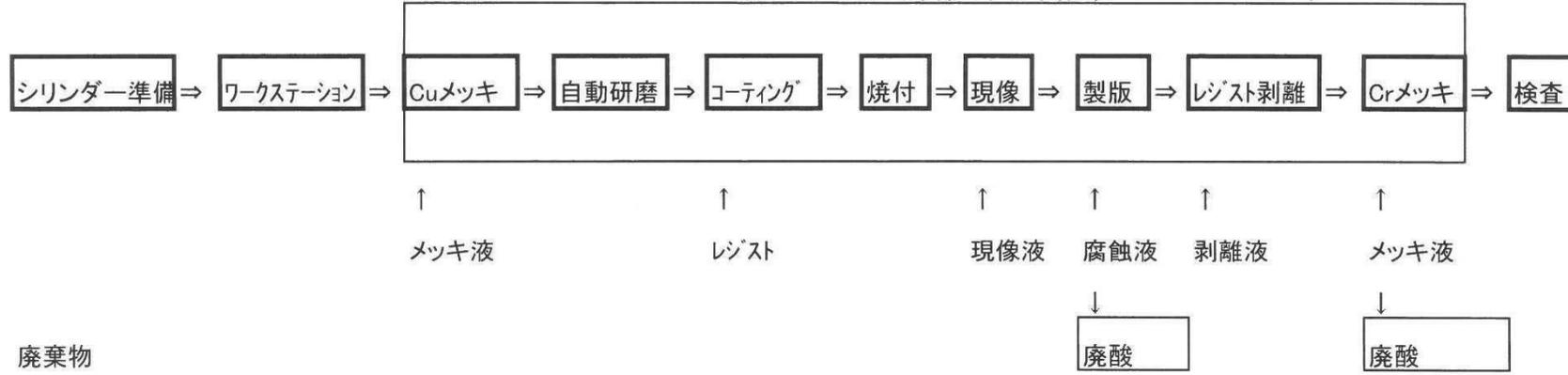


包装材料製造工程

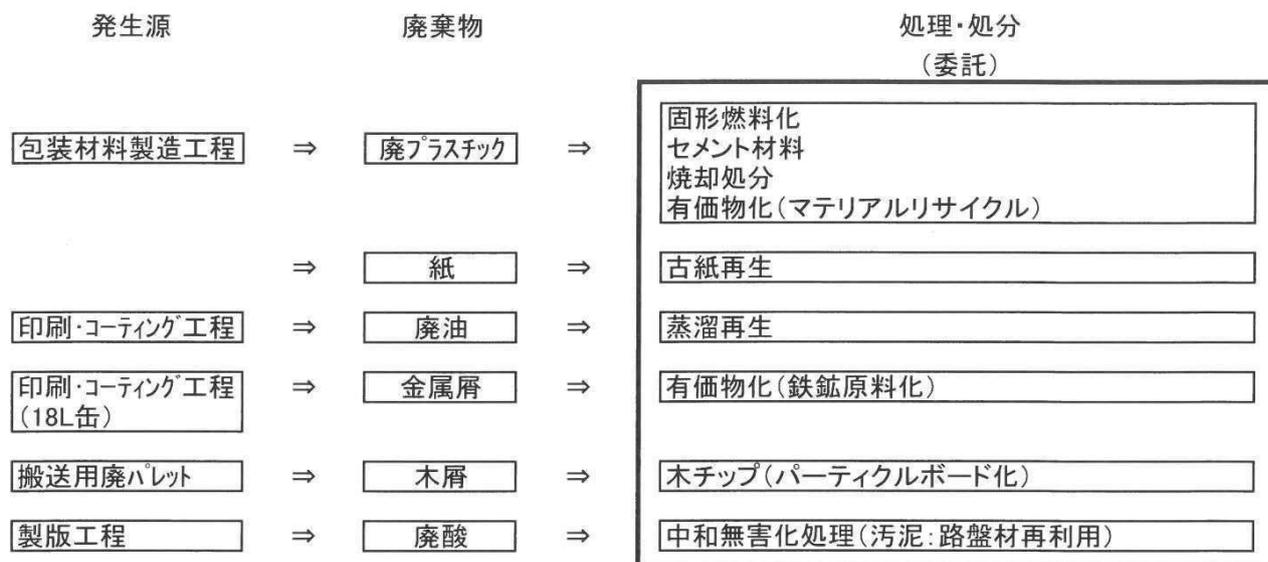


製版工程

自動製版(水洗水循環クローズドシステム)



廃棄物処理フロー図



(株)DNPテクノパック製造エリア

B棟	1F・3Fの一部
C棟	全棟
2号棟	1F
2号棟	2F・3Fの一部